ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3)　指定企業の調査事業所でないこと。	二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ　前項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
ニ　［略］				

［新設］

ハ　［同上］	二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。